



上板橋第一中学校移転に伴う通学支援について

支援策の種類

・通学支援策は2つあります。

第1章 通学支援員の配置

第2章 上板橋第一中学校移転に伴う通学支援補助金

1. 公共交通機関利用料
2. GPS端末料およびGPSサービス利用料
3. 就学奨励費自己負担金

通学支援策は大きく2つあります。

1つ目は、通学支援員の配置

2つ目は、通学支援補助金の開始です。

第1章 通学支援員の配置

通学時の安全を確保するため、新たに通学支援員を配置します！

⇒以下のバス停および横断歩道にシルバー人材センターの登録スタッフを配置し、通学の案内やお声がけをさせていただきます。

- ・現7、8年生への通学予定経路アンケートをもとに把握した、
生徒の利用が多く車の交通量が多い箇所：**3か所程度**
- ・バスの乗降駅となる南常盤台バス停と小茂根バス停：**2か所**

通学支援策の1つ目として、通学支援員を配置します。
通常各小学校で学童擁護員を配置していますが、その中学校版になります。
学校を通し、在校生に通学予定経路のアンケートを行い、生徒の利用が多く車の交通量が多い箇所やバス停を中心に5か所程度配置する予定です。

推奨する通学経路及び通学支援員の配置予定箇所

通学推奨経路

← 徒歩通学者

←···· バス通学者

○ 上一中通学支援員

● 既配置学童擁護員



続いて、推奨する通学経路および通学支援員の配置予定箇所を紹介します。

今回の移転に伴い新たに配置をする通学支援員は、地図上の白塗りの丸の箇所を想定しています。

南常盤台、小茂根のそれぞれバス停2か所とアンケートを参考に徒歩通学の生徒が多く通学する予定の3か所です。

また、中学校では通学路の指定がないため本来は任意の経路で通学となります。

しかし今回は、移転にあたり新しい地域へ通学することや学校付近に交通量の多い道路があることから、より安全に通学できるように推奨する通学経路を示すこととしました。

まずはじめに、バス通学をする場合です。

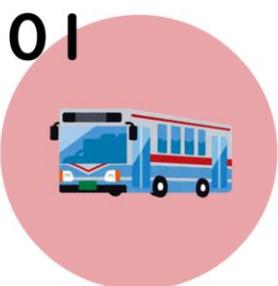
朝夕関わらず、環七通りを渡る際は、歩道橋を渡るようお願いいたします。校門前の大谷口通りは非常に車の往来が多いため、バス下車後は大谷口通りを迂回する黒の点線の経路で通学していただきたいと思っています。

徒歩で通学する生徒についても、自宅から効率的な経路で通学されると思いますが、最終的には黒の実線の経路に合流してくる形で通学していただくことを推奨しています。

こちらの経路は、強制するものではありませんが上板橋第二小学校の通学経路なども参考に推奨経路としました。

ご自宅がどこにあるかや普段どれだけ移転先までの経路を利用しているかで状況が異なると思いますので、各ご家庭で判断してください。

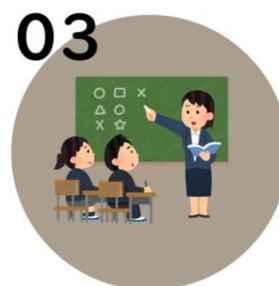
第2章 上板橋第一中学校移転に伴う通学支援補助金



公共交通機関利用料



GPS端末料
サービス利用料



就学奨励費自己負担金

続いて、支援策の2つ目として、上板橋第一中学校移転に伴う通学支援補助金を開始します。

本補助金は、大きく分けて3つの種類があります。

1つ目は、公共交通機関利用料

2つ目は、GPS端末料及びサービス利用料

3つ目は、就学奨励費自己負担金

になります。

それぞれの補助金について、細かく見ていきます。

01 公共交通機関利用料



まずは1つ目、公共交通機関利用料の補助についてです。
こちらは、学校の移転に伴いスクールバスに代わる交通機関の利用料を補助
します。

01-1 対象者 (公共交通機関利用料)

・ 下記の全てにあてはまる方

- 申請する方の住所が板橋区民であり対象生徒の交通費を負担していること
- 対象の生徒が住所要件を満たす地域から通学していること
- 移転に伴い
 - ┌ 新たにバスを利用することになること
 - └ 東武東上線から地下鉄有楽町線または副都心線に変わり自己負担が増えること
- 他の制度により、通学費の全額支給を受けていないこと

※ 現在、南常盤台校舎にバス通学をしている方は対象外です。

※ 仮に南常盤台校舎に通学する場合にバス通学が想定される方は対象外です。

対象者をご覧のとおりです。

- ・ 申請する方（保護者）が板橋区民であり、対象生徒の交通費を負担していること
 - ・ 対象の生徒（お子さん）が、住所要件を満たす地域から通学していること
 - ・ 今回の移転に伴って、新たにバスを利用することになる、または仮に南常盤台校舎に通学する場合は東武東上線を利用するが、小茂根校舎には地下鉄有楽町線又は副都心線を利用することになり自己負担額がふえること
 - ・ 他の制度により、通学費の全額の支給を受けていないこと
- 以上の4点すべてに該当する場合のみ、本補助金の対象となります。

01-2 支給住所要件 (公共交通機関利用料)

・ 板橋区内で下記に記載のない住所が対象

あ	大谷口上町、大谷口北町、大谷ロー丁目、大谷ロニ丁目、大山町50番・54~57番、 大山西町11~15番・17~71番
か	小茂根一丁目~五丁目
さ	幸町43番・45~66番、桜川一丁目、桜川二丁目1~26番、桜川三丁目1~3番・16番
た	東新町一丁目1~4番・8~13番・20~53番、東新町二丁目
な	仲町19~20番
は	東山町
ま	南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、向原一丁目~三丁目
や	弥生町1~22番・25~28番・40~82番

では次に、住所要件の確認です。

板橋区内で下記記載の住所以外が対象の地域となります。

大谷口上町、大谷口北町、大谷ロー丁目、大谷ロニ丁目、
大山町50番、54~57番、大山西町11~15番・17~71番、
小茂根一丁目~五丁目、幸町43番・45~66番、桜川一丁目、
桜川二丁目1~26番、桜川三丁目1~3番・16番、
東新町一丁目1~4番・8~13番・20~53番、東新町二丁目、仲町19・20番、
東山町、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、向原一~三丁目、
弥生町1~22番・25~28番、40~82番

画面に記載のある住所の方は支給の対象になりませんので、ご注意ください。
こちら対象地域については、板橋区魅力ある学校づくり審議会の答申において、
区立中学校の通学距離を1.5 k m以内としていることから、その答申に基づき
小茂根校舎より直線でおおむね1.5 k m以上の区域を対象としています。

01-3 対象経費と上限額 (公共交通機関利用料)

・ 対象経費

原則、南常盤台バス停から小茂根バス停までの定期券代で開始期間が4/1以降のもの
特例：電車通学で路線を東武東上線から地下鉄有楽町線または副都心線に変更する方

・ 年度の交付上限額

国際興業バス・関東バス・都営バスの3社共通定期券代(3か月)×4期分

例：3社共通定期券代(3か月)で2万円の場合

年度の交付上限額=8万円			
2万円	2万円	2万円	2万円



続いて対象経費と交付上限額についてです。

対象の経費は、

4/1以降開始の南常盤台バス停から小茂根バス停の定期券代になります。

こちら乗降駅には、国際興業バス・都営バス・関東バスが乗り入れていますので、赤31系統の3社共通定期券が対象になります。

こちらは磁気式定期券のみになります。

また、特例としまして電車通学で仮に南常盤台校舎へ通学する場合に東武東上線ときわ台駅または中板橋駅を利用する方が、地下鉄有楽町線または副都心線の小竹向原駅に利用を変更される場合は、その差額部分を対象とします。

年度の交付上限額は、対象経費に関わらず

3社共通定期券代を4期分かけた金額となります。

こちら運賃の値上げ等にも対応できるよう明確な金額は提示していませんが、現時点では、21,380円×4の85,520円が交付の上限額となっております。

01-4 申請時に必要なもの (公共交通機関利用料)

・ 申請時に必要なもの

- ① 申請書
- ② 購入期間ごとの定期券の写し
(期間、路線、金額、使用者の氏名が書かれてること)
- ③ 期間中に払い戻しをした場合には、払い戻しの金額がわかるものの写し

※領収書では支給できませんので、ご注意ください。

次に申請に関する情報です。

申請の際は、申請書に加え

各期間ごとの定期券の写しが必要となります。

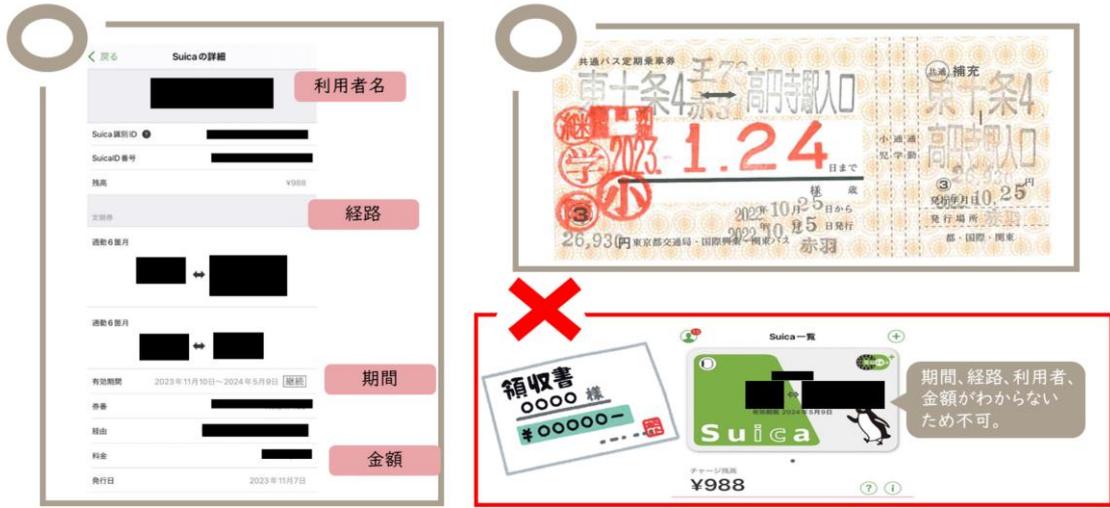
例えば、3か月ごとの定期券を購入する場合、4～6月分で1枚、7～9月分で1枚、10～12月分で1枚、1～3か月分で1枚、計4枚写しが必要になります。

また、期間中に払い戻しを行った場合は、払い戻しの金額がわかるものの写しも必要になります。

領収書では交付を受けることができませんので、定期券更新前に必ず写しを取るようになしてください。

01-4 申請時に必要なもの (公共交通機関利用料)

・添付書類の注意点



申請時に必要な添付書類の具体的な例になります。

ほとんどの方が該当となる、3社共通定期券を購入される方は定期券の写しが必要になります。

携帯電話の持ち込みが認められている生徒でアプリにより定期券を購入される場合は、

利用者名、期間、利用区間や定期券の種類、金額が記載された画面の写しの提出が必要となります。

また、実費払いが生じる生徒については、ICカードの利用明細書の提出が必要になります。

一度に記載される件数に限りがありますので、各ご家庭でもれがないよう、印字していただく必要があります。

繰り返しになりますが、領収書は

利用者名、期間、利用区間や定期券の種類、金額が記載されていないため、添付書類として使用できませんのでご注意ください。

01-6 定期券の購入例 (公共交通機関利用料)

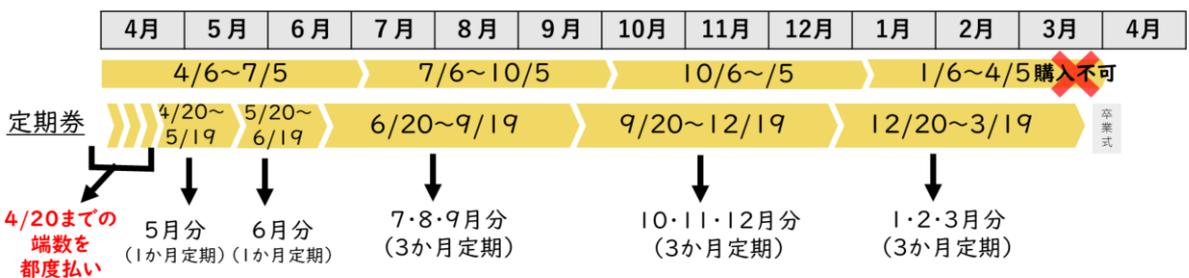
◎ 9年生の場合 ※卒業式を3/19とした場合

9年生は、3/31までの期間しか購入できません。

9年生が4/2以降に購入する場合、定期券の周期を卒業式の日に合わせて購入が必要になりますのでご注意ください。

最適な買い方⇒バス:都度払い+(1か月定期×2枚)+(3か月定期×3枚)

電車:3か月定期+端数定期券+6か月定期



続いて9年生の購入方法についてです。

先ほど述べたように、4/1開始の定期券をご用意いただくことが1番負担が少ない購入になりますが、4/2以降に購入される場合の購入方法は、ごらんのとおりとなります。

【バスの場合】

例えば、始業式を4/6、卒業式を3/19とし、4/2以降の定期券を購入したい場合、

4/6から定期券を購入するのではなく、4/6から4/19まではICカードにて実費払いで通学していただきます。

その後4/20から5/19、5/20から6/19まで1か月定期券を2回ご購入いただき、7/20からは3か月ごとの定期券を購入いただきます。最後に購入する定期券が、卒業式までの期限の3か月定期券となるような購入をお願いしています。

この場合、通常の定期券の写しの提出に加え、申請の際にICカードの履歴の提出が必要となります。

そのため、先ほど申しあげたとおり、区としては4/1開始の定期券の購入を推奨しております。

【電車の場合】

電車の場合も同様の買い方になりますが、10/19開始の定期券は6か月定期券になりますのでご注意ください。

01-7 補助の金額 (公共交通機関利用料)

例: 徒歩で南常盤台校舎まで通学していたが、校舎移転に伴い、新たに3社共通の3か月定期券を利用し小茂根校舎に通学することになった。

● 他法他施策を活用していない場合



● 他法他施策を活用している場合



注意: 自己都合により、1か月定期や3社共通定期券以外を利用する場合、3か月の3社共通定期の金額で補助額を算出するため、自己負担が発生する場合があります。

補助金額の算定についてです。

仮に南常盤台校舎に通学する場合に徒歩で通学できる方が、今回の移転に伴いバス通学を始める場合、

3か月期間で購入した場合の赤31系統三社共通定期券の金額をもとに算出いたします。

こちら、実際には1か月定期券を12か月分購入された場合でも、上限額は3か月期間を基準といたします。

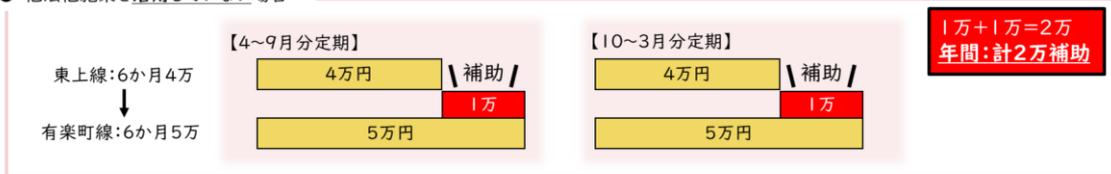
仮に3か月定期券が2万円の場合、

2万円×4期分で8万円が補助金額になります。

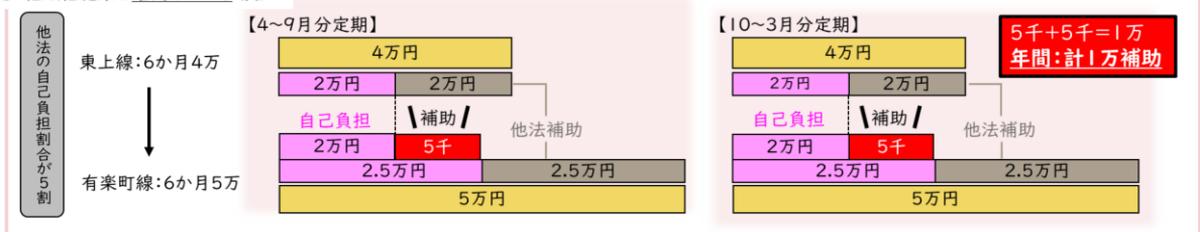
01-8 補助の金額 (公共交通機関利用料)

例: 東上線の6か月定期を利用し、南常盤台校舎まで通学していたが、校舎移転に伴い、有楽町線の6か月定期を利用し、小茂根校舎に通学することになった

● 他法他施策を活用していない場合



● 他法他施策を活用している場合



注意: 自己都合により、1か月や3か月定期などの短期の定期を利用する場合、6か月定期の金額で補助額を算出するため、自己負担が発生する場合があります。

続いて、小茂根校舎への利用に伴い、東武東上線の利用から地下鉄有楽町線または副都心線へ変更した場合です。

この場合、南常盤台校舎へ通学した場合と小茂根校舎へ通学した場合に係る通学費用の差額が支給の対象になります。

例えば、下赤塚駅からときわ台駅まで東上線を利用し通学していた方が、副都心線を利用し小竹向原駅への利用に切り替えた場合、下赤塚駅からときわ台駅までの6か月定期券代と下赤塚駅から小竹向原駅までの6か月定期券の差額を交付することになります。

こちらについても、1か月定期券や3か月定期券を購入されていた場合でも、6か月定期券を基準とし算出いたします。

また、いずれの場合でも、他法他施策の活用により通学費の一部の補助を受けている場合は、その負担割合で差し引いた額が交付額となります。具体的な算出方法を知りたい方は、お問い合わせください。

01-9 定期券の購入場所 (公共交通機関利用料)

国際興業バス	赤羽営業所(北区西が丘3-16-30)
国際興業バス	赤羽駅西口案内所(北区赤羽西1-7-1)
関東バス	エリア・ビューロー高円寺駅北口(杉並区高円寺北2-5)
都営バス	杉並支所(杉並区梅里1-14-22)
都営バス	練馬支所(練馬区豊玉上2-7-1)
都営バス	王子駅前定期券発券所(北区王子1-10)

注:通学定期券は、年度またぎでの継続購入はできません。購入の際は販売元のルールに従い各ご家庭で準備をお願いいたします。

国際興業バスの営業所に限り3月中の購入が可能です。

新1年生…学務課から届いた入学通知書(入学校が書かれたはがき)

新2・3年生…現年度の生徒手帳で4月分からの定期券の購入が可能です。

続いて、定期券の購入場所についてです。

新規定期券は、利用開始の2週間前から購入が可能とのことです。

1番近い三社共通定期券の発売場所は、国際興業バスの赤羽営業所になります。

国際興業バスでは、新8・9年生については現年度の生徒手帳、新7年生については、画面にも表示のある学務課から届いた入学通知書にて購入が可能とのことをご協力をいただいております、3月中でも購入が可能です。

国際興業バス以外ですと、通学証明等が必要になるため、始業式以降でないとは購入ができませんのでご注意ください。

その他5か所で購入が可能です。

こちらはR6年1月時点での発売場所になりますので、購入前にご自身で確認いただき、発売元のルールに従い購入をしてください。

02 GPS端末料とGPSサービス利用料



2つ目は、GPSの利用に係る端末料とサービス利用料についてです。

02-1 対象者、支給対象及び上限額 (GPS端末料とGPSサービス利用料)

・ 対象者

申請する方、**特別支援学級に在籍**しGPSを利用する生徒いずれも板橋区民でGPS費用を負担している方

・ 支給対象及び上限額

- ① GPSの端末代 7,000円(税込) ※3年間で1度に限り
- ② GPSの利用料 650円(税込) / 月

※ 補償料金、端末のカバー代、オプション代などは支給の対象になりません。

対象者は、
特別支援学級（五組）に在籍し、GPSの利用を希望する生徒です。

支給の上限額は
端末代が7,000円、利用料が月額650円です。
端末代は3年間で1度きりの支給となります。
いずれも保証料や端末のカバー代など位置検索及び通知機能以外は対象になりません。

02-2 申請時に必要なもの (GPS端末料とGPSサービス利用料)

・ 申請時に必要なもの

- ① 契約内容がわかるもの(契約書など)
- ② 支払った金額の内訳が確認できるもの(領収書など)

GPSをアプリで管理しキャリア決済する場合、毎月の利用内訳書などが必要になります。

画面のスクリーンショットは不可、PDFデータ等を印刷して提出してください。

申請時に必要なものは、

- ①契約書などの契約内容がわかるもの
 - ②支払った金額が確認できるもの
- です。

いずれも契約者や宛名、お子さんまたは申請者となる方の名前である必要があります。

GPSについては特にアプリでの管理となるため、携帯電話代と一緒に請求される場合が多いと思います。

その際は必ずダウンロードした請求書が必要となりますので、事前にご確認をお願いいたします。

02-3 交付上限内で利用できるもの (GPS端末料とGPSサービス利用料)

あくまで参考例としての記載です。

このほかにも自己負担なしで利用可能なものがありますので、各ご家庭の状況に応じ購入を検討してください。

製品名	端末代	利用料
みてねみまもりGPS	5,600円	528円/月
まもサーチ2	5,980円	528円/月 or 5,500円/年
GPSBoT	5,280円	528円/月
MAMORI	4,950円	6,600円/年

令和6年1月現在

※区として推奨しているものではありません。

参考として、交付上限内で利用できるものを記載しています。

こちらは、区として推奨しているものではありません。

サービスを保証しているものでもありませんので、各ご家庭で料金やサービスをご確認のうえご用意ください。

03 就学奨励費自己負担金増加料



3つ目は、就学奨励費自己負担金増加料の補助です。

03-1 対象者 (就学奨励費自己負担金増加料)

- ・ 下記の全てにあてはまる方

- 板橋区で就学奨励費の通学費を受給している方
- 5割の自己負担が発生している方
- 南常盤台校舎に通学するより、自己負担金が増加した方

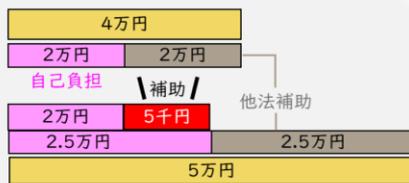
こちらは、特別支援学級（五組）で就学奨励費の通学費を受給している方のうち、
1/2の自己負担金が発生しており、南常盤台校舎へ通学するより自己負担員が増加した方が対象になります。

03-2 支給の対象 (就学奨励費自己負担金増加料)

自宅⇔南常盤台校舎
↓
自宅⇔小茂根校舎

それぞれの通学費用を算定し、実際に増加する自己負担額を補助金として交付します。

南常盤台校舎：6か月4万
↓
小茂根校舎：6か月5万



支給の対象についてです。

小茂根校舎へ通学する際の通学費と仮に同じ条件で南常盤台校舎へ通学する場合の差額を計算し、自己負担が増加する部分を交付します。

今回の例ですと、

小茂根校舎まで6か月で5万円かかり、仮に南常盤台校舎まで通学すると月4万円かかるとした場合

移転しない場合、月4万円のうち1/2の2万円が就学奨励費として支給され、残りの2万円が自己負担金となります。

今回移転することで、5万円のうち2万5千円が就学奨励費として支給されますが、残りの2万5千円は自己負担となり、5千円の自己負担額の増となります。

この補助金では、自己負担額が増加となる5千円を補助することで、保護者の負担が増加しないようにします。

03-3 申請時に必要なもの(就学奨励費自己負担額増加料)

- ・ 申請時に必要なもの

- ① 申請書

- ② 購入期間ごとの定期券の写し
(期間、路線、金額、使用者の氏名が書かれてること)

※領収書では支給できませんので、ご注意ください。

次に申請に関する情報です。

申請の際は、申請書に加え

各期間ごとの定期券の写しが必要となります。

領収書では交付を受けることができませんので、定期券更新前に必ず写しを取るようになしてください。

03-3 申請時に必要なもの (就学奨励費自己負担金増加料)

・ 添付書類の注意点



申請時の添付書類の具体的な例になります。

利用者名、期間、利用区間や定期券の種類、金額が記載された画面の写しの提出が必要となります。

また、実費払いが生じる生徒については、ICカードの利用明細書の提出が必要になります。

一度の記載される件数に限るがありますので、各ご家庭でもれがないよう、印字していただく必要があります。

何度も繰り返しになりますが

こちら領収書は

利用者名、期間、利用区間や定期券の種類、金額が記載されていないため、添付書類として使用できませんのでご注意ください。

年間スケジュール(予定)

一支給1回目

申請時期 10月中旬頃

支給決定 11月頃

支給の対象 4~9月分(定期期間の場合10/14までのもの)
または GPS端末代

一支給2回目

申請時期 3月上旬頃

支給決定 3月下旬頃

支給の対象 4~3月分(定期期間が4/14までのもの)
または GPS端末代

【支給方法】

年2回の指定期間に学校をとおし申
込していただき、補助金として申請
者の口座に振り込みます。

**注: 定期券及びGPS利用料は、原則利用を終えているものが申請の対象となります。
申請に必要な書類は大切に保管してください。**

最後に本補助金全体の年間スケジュールです。

交付は年の2回に分け、補助金として区から直接申請者の口座へ振り込みま
す。

1回目は10月ごろ、2回目は3月ごろに学校をとおし申請書を配付いたし
ます。

1回目では、4~9月分までの利用が終えている期間の定期券代、GPS利用
料及びGPSの購入代が申請の対象になります。

仮に8・9・10月の3か月定期を購入された場合は、利用を終えていないた
め2回目での申請になりますのでご注意ください。

お問い合わせ先

●移転に伴う通学支援制度に関すること

教育委員会事務局

新しい学校づくり課 学校配置調整第二係

電話:03-3579-2090

●移転中の学校運営に関すること

上板橋第一中学校

電話:03-3956-8126